

現代に於ける新たな連帯性 (solidarity) の意味 —ユルゲン・ハーバーマスの連帯性の概念を手懸りに—

橋本典子

〔キーワード〕 ユルゲン・ハーバーマス, 連帯性, 市民的デモクラシー, 国家を超えること (超国家), 国際法

要 旨

2013年8月アテネで開催された第23回哲学世界大会の特別セッションにドイツの哲学者、ユルゲン・ハーバーマスを招待した。セッションの題は「コスモポリタニズム」であり、この時のハーバーマスの講演のポイントは国際法を超えるための「倫理的連帯」の必要性であった。本論文はハーバーマスがこの講演を論文にまとめたものを中心に、国際法を超えて更にその上位概念としての法的原理化 (Constitutionalization) について考察した。彼の主張は、多文化を内含する世界的規模の社会を政治的に構成する法的原理を持つ「新しい社会」を目指すことである。現在のEUはその一つの試みである。ハーバーマスの論理は、超国家的レベルで民主主義を構成する3つの塊 (ブロック) として政治的意志形成の担い手としての「人々」、市民を集約的に行為することを可能ならしめる「国家」、そして「自由と平等を守る個的市民達の法的原理化された結社」、を挙げる。彼が最も大切に考えているのは市民達であり、市民達が国境を超えて連帯性の意識を持つことである。その連帯性を持つ市民達が国家と衝突することは確実である。しかし地球的規模の様々な問題を解決するためには新たな組織 (organizations) が求められる。これを担うのは市民的デモクラシー (civic democracy) である。ハーバーマスの考えは哲学の古典的な問題、倫理学と政治学の関わりに現代的な一歩を進めたものである。

序

現代は様々な事例に基づき社会科学的な予想を立てるが、予測不可能なことが起こっている。ガザでの戦い、マレーシア航空の墜落等、人為的なものもあるが今年に入ってから中国やペルー沖での地震等、自然災害が頻発している。このような状況ではあらゆる場合に国際的な連帯が望まれる。しかし自然災害は最初から多国間に及ぶ問題である。地球的規模の問題解決のため第2次世界大戦後我々は国際連合を初めとして様々な国際的組織 (institutions) を形成してきた。G8もその一つである。21世紀になって国際チームによる宇宙共同研究等ポジティブな結果を出していることも指摘できるが、中東の古くて新しい問題が新たな火種となり、先端技術による学校の破壊、乳幼児や子供を殺戮するという悲劇的な複雑な戦いの態を成している。

更に複雑な経済問題等、二国間とそれを調停する第3国、更に国際機関の努力では問題解決に至らなくなっている。国内問題が容易に国境を越え、問題解決が極めて困難な超国家的問題(transnational problems)が現在では多数勃発している。このような状況の中での新しい提案は何なのか。このような問題にEUの持つ具体的な問題から論を展開し、この問題に積極的に発言している、ユルゲン・ハーバーマスの考えを紹介しながら彼の最新の概念、連帯性(Solidarity)を中心に考察してみよう。

1. 第23回哲学世界大会でのハーバーマス

2013年8月4日から10日まで哲学誕生の地、ギリシアのアテネのアテネ大学で第23回哲学世界大会(XXIII World Congress of Philosophy)が開催された。題目は「生の探究と生き方としての哲学(Philosophy as Inquiry and Way of Life)」であった。これは古代哲学者、ソクラテースやプラトーンが「よく生きること(eu zēn)」を哲学の最高の目的と考えたことが大きく影響していると思われる。本来「家」を意味するoikosがラテン語化され、ecoとなり、それが現在では「環境」となっている。私は環境哲学(Environmental Philosophy)のチェアに選ばれ論文審査と当日の司会を行った。8月6日にはTomonobu Imamichi Institute for Eco-ethica(今道友信エコエティカ研究所—本部コペンハーゲン)主催の特別招待セッション「コスモポリタニズム(Cosmopolitanism)」のチェアもした。国際関係が複雑になり、21世紀になって特にヘーゲル的な国家観では問題が解決できない状況である。カントの『永遠平和のために(Zur ewigen Frieden)』の注にある言葉コスモポリタニズム、世界市民に注目しこれを早くから現代の文脈で指摘したのはデンマークの哲学者、ペーター・ケンプである。この問題について新たな視点を提供してくれるのは、我々が招待したドイツの哲学者ハーバーマス(Jürgen Habermas)である。

ハーバーマスは1929年生まれであるから、現在84歳、フランクフルト学派を代表する政治哲学者で、「モダン(近代)」の概念を批判し、学際的研究を推進すべく哲学のみならず社会学や文化論、芸術論(特にポストモダン)などに積極的に発言している。1980年9月11日、ハーバーマスがフランクフルト市からアドルフ賞を受賞した時の記念講演は、「近代 未完のプロジェクト(Die Moderne – ein envollendetes Projekt)」と題され、三島憲一によって編集されその日本語訳がされている。(岩波現代文庫、2000年、p.445)。そこではハーバーマスは啓蒙的プロジェクトについて次のように語っている。

「今日ではいわば啓蒙の後衛を務めている哲学者たちにあっても、モデルネのプロジェクトはバラバラに砕け、それぞれ奇妙な断片と化している。つまり、彼らは理性が細分化した結果として生じたさまざまな契機のどれか一つに信頼を置くことができなくなっている。ポPPER、つまり開かれた社会の理論家としての彼は、確かにまだ新保守主義者たちの陣営に取り込まれてはいないが、その彼は、科学的批判がもつ啓蒙的な力、政治的領域へも働きかける力を守り育てて行こうとしているが、しかしこうした考え方の代償として彼が支払っているのは、道徳的懐疑主義であり、美的なものに対するほぼ全面的な無関心である。パウル・ロー

レンツェンは、人工言語を方法的に構成するならば、そこには実践理性が具現化し、生の変革をもたらす力となりうると考えている。しかしこうすることで彼は、道徳めいた実践的正当性という狭苦しい軌道によって科学の流れを整流してしまい、ポッパーと同じに美的なものを無視している。反対にアドルノになると、理性を求める要請は極めて強いにもかかわらず、この理性の自己主張は秘儀的芸術作品に潜む抗議の訴えの身振りに閉じこもってしまっている。そして道徳はもはや根拠づけが不可能なものとなされ、哲学に残る課題といえば、芸術の中に隠れ潜む批判的内実の存在を、間接語法的な表現で示唆するだけということになってしまっている」(p.24-25)

ここで啓蒙の考えを継ぐ者として3人の哲学者、ポッパー、ローレンツェン、アドルノがあげられている。ポッパーは科学的な批判に啓蒙的な力を認め、そこに政治的な領域に関わる力を見出し、これを育てようとしてはいるが、道徳については懐疑的であり、更に美的なものには無関心である。またローレンツェンは人工言語の構成を通して、実践理性とその力を生の変革をもたらす力と捉えるが、やはり美的なものを無視している。これに対して、アドルノは理性に大きな力を認める。この理性の自己主張は秘儀的芸術作品の中の抗議の訴えの身振りとして閉じこもってしまっており、それは間接語法の表現によってのみ批判的内実を示唆することができるだけである。換言すれば、芸術作品の内実は解釈によってのみ明らかとなりそれを明らかにすることが芸術哲学の仕事となる。ハーバーマスは、アドルノの『芸術理論』の最初「いまや自明なことは、芸術に関するいかなることも自明ではなくなっていることである。芸術自身も、芸術と全体との関連も、いや芸術の存在権さえも自明ではなくなっていることである。」(p.29)を引いて芸術の存在権を問題視している。彼によると「芸術を拒否しながら、芸術をふりきることができない」という矛盾した態度がアドルノにはある。アドルノはシュルレアリズムを論じることによって逆に「打ち壊そうとした古典的な芸術の諸構造を、意に反してそれだけ一層強烈に浮かび上がらせることになった。」(p.31)という。文化的モデルネに対してハーバーマスの姿勢は次の言葉に明確に示されている。

「学問、道徳、芸術のそれぞれを、生活世界から切り離して、専門家の管理する自律的な領域に最終的に閉じ込めてしまうならば、文化的モデルネのうちでわれわれに残るものといえ、モデルネというプロジェクトをいっさい放棄したときに残るようなものだけとなろう。そして空いた場所を埋めるものとして予定されているのは伝統ということになるが、このようなものとしての伝統は正当性を根拠づける必要のない自明なこととされる。」(p.42)

つまり、啓蒙の時代、そしてそれを受け継いだ20世紀は、モデルネに対して保守的な態度をとってきた。その中でもモデルネによって獲得されたものに対して肯定的な態度を示している。文化的モデルネを学問、道徳、芸術の3分野に分けて、それぞれは生活世界から切り離すことができない、とした。それを専門家たちの手に渡してしまうならば、骨抜きになったモデルネの文化プロジェクトとなる。その点で伝統が重要である。そうでなければ、芸術は個人的な内的世界に留まることになる。生活世界、それは伝統から切り離しえない市民の日常性である。

このようにハーバーマスは常に現実の問題から目を離すことはなかった。20世紀の問題を論じる際に彼が大切にすることは「生活世界」であり、市民の視点である。現在のヨーロッパ

において、それは EU の問題である。

講演の後でのヨーロッパのプレスとの1時間半に亘る対話ではEUに於けるギリシアの役割、ドイツの役割、EUの一般の人々に対するアドバイス等が問われた。ハーバーマスはそれにいちいち丁寧に答えていた。誠実な人柄、現代の問題を真剣に考える姿勢は古いタイプの哲学者でありながら、社会に対して積極的に発言する哲学者の模範的姿を見たような気がした。カント批判から出発したハーバーマスは以前から"Cosmopolitanism"について発言してきた。ハーバーマスの講演の題は「国際法の法的原理化のための抗弁 (Plea for a Constitutionalization of International Law)」であった。彼はEUの一員であり経済的危機にあるギリシアの現実問題、EUの理想とそのメンバーである各国の在り方とその未来について論じた。指摘された一番大切なポイントは「倫理的連帯」であった。対話者はハーバーマスの専門家、ボストン・カレッジのDavid Rasmussenとオスロ大学のArne Johan Vetlesen、オルフス大学のPeter Kempであった。ハーバーマスによれば、EUの構成部分である各国は自己の国を超えたデモクラシー(transnational democracy)を考察しなければならない。何故ならば、その基礎に他の人々の応諾(compliance)が必要であるからである。したがって倫理性は連帯性(solidarity)を分かち合う。最も大切なのは「連帯性(Solidarity)」である。それはどんな性格を持つのであろうか。政治的に異なる様々な共同体の運命を「その背後で」結びつける体系的な相互依存性(inter-dependencies)である。この相互依存性は民主的な市民達にとっては既存の政治の枠内での束縛と感じられるかもしれない。しかし現在のEUの状況では、政治と市場との民主的なバランスの回復のためにはこの相互依存性を内含する、国を超越した連帯性(transnational solidarity)が追究されるべきである、という内容の講演であった。

ここで問題なのは国を超えたデモクラシー(transnational democracy)、相互依存性(inter-dependencies)、そして国を超越した連帯性(transnational solidarity)である。更に、その前提となる応諾(compliance)である。何故ならばこれらの概念が21世紀に於ける倫理学から政治学への道を暗示するからである。周知のようにアリストテレスは『ニコマス倫理学(ethica Nikomachea)』で倫理学(ethica)はポリスの学(politica)、つまり政治学によって完成すると語り、「それではこれから始めることにしよう」という意味深な言葉で『ニコマコス倫理学』を終えている。もしこの考えを21世紀に敷衍して考察するならば、EUの時代に一体何が倫理学と政治学とを繋ぐ役割を果たすことになるのか、を問題にしなければならない。従って、ハーバーマスのこれらの概念を明らかにすることは意味のあることであろう。

II. Symposium on Constitutionalization of International Law (国際法の法的原理化についてのシンポジウム)

1) 連帯：新しいコスモポリタニズム

哲学世界大会終了後、組織者のケンプ先生と私はハーバーマスに最終原稿を依頼しそれに基づきラスムッセン先生とヴェツレッセン先生に新たな原稿をお願いした。それはケンプ先生と私の編集で、雑誌 *Philosophy & Social Criticism*, vol40 no1 2014 p.3-23. に掲載されている。その題が「国際法の法的原理化についてのシンポジウム」である。それらの報告の最初にケンプ

先生と私の連名で「エコエティカとコスモポリタニズム (Eco-ethica and Cosmopolitanism)」の序文を載せた。このセッションは哲学世界大会の中で「最も忘れがたき、また頂点をなすもの」であったが、その理由として、ハーバーマスが国家を超えた連帯性 (transnational solidarity) に議論を集中させたこと、かかる連帯性が世界デモクラシーを創造するために不可欠な新しい道であること、更にハーバーマスの最新刊の書物、『テクノクラシーのスリップストリーム (slipstream of technocracy), (Im Sog der Technocratie, Kleine politische Schriften XII, 2013)』(専門家たちの政治の後にできる航跡、渦) という題に暗示されている問題であること等である。つまり、21世紀の政治は技術化され、その専門家による政治に終始し、それを推進していくジェットエンジンによってつくられる渦に市民が巻き込まれ、市民達は自己を失っている状態にある、ということである。「彼 (ハーバーマス) はヨーロッパの国々 (EU のメンバー) の連帯こそが地球の規模で実現されるべき一つのモデルとして捉えることが必要であるとしている」(p.3)。更にラスムッセンはハーバーマスのテキストに対して次のようにコメントしている。「我々がカントやストアから受容した古い (コスモポリタンの) 基準よりも我々の時代により適切なコスモポリタニズムの新しい形」(p.3) と考えられる、と。「古いコスモポリタニズムは普遍的な道徳の考え (an idea of a universal morality) であったのに対して新しいコスモポリタニズムは具体的な政治的プロジェクト (a concrete political project) である」(p.3)。この文章にもハーバーマスの考えるコスモポリタニズムが「普遍的な道徳の考え」から「具体的な政治的プロジェクト」への変化の軸になっていることが示されている。この「考え」から「プロジェクト」への移行はまたアリストテレスが問題にした *theoria* (理論) から *praxis* (実践) への移行でもある。

2) 国際法の法的原理化 (Constitutionalization of international law)

ハーバーマスによれば、ストアから始まるコスモポリタニズムは帝国や近代国家を超越した法的な意味での超国家的な主張であって、これは古い考えであり、現代のように立憲国家、つまり法的原理を持つ国々が完成した時代の国家観では、超国家的な主張と対決する意味では不十分である。従って、「デモクラシーや法規則を、国境を超えて少しずつ拡大するためにドイツの公共の法律家たちは“国際法の法的原理 (超国家的なものを覆う法的原理化 (Constitutionalization of international law))” という考えを展開させてきた」(p.5)。それで、この考えをまず説明し、次に現在のヨーロッパの具体的な危機的問題を明らかにする形で、ハーバーマスは「世界政府なしの多文化世界的社会のための政治的法的原理化 (a political constitution for a multicultural world society without a world government)」を目指して論を進めていく。つまり、一つの組織的世界政府を創るのではなく、現在の国境を超え、したがって多文化を内含する世界的規模の社会を政治的に構成する法的原理つまり憲法のようなものを持つ新しい社会を認めることであろう。

3) 世界 - 政府でも国際統治でもないこと

ハーバーマスによれば、法的原理を実現した国家を考察する時、我々は次の2つの点を考慮

すべきである。

- 1) すべての市民に平等の自由を保障する法的組織化を市民のレベルで行っていること
(the civilizational achievement of the legal institutionalization of equal freedoms for every citizen)
- 2) 近代行政国家の効果を増大していること
(the increase in the effectiveness of the modern administrative state)

これらの二つの考えは、ハーバーマスによれば、「国家の力の本質の変形つまり政治的権威の実践様態 (transformation of the substance of state power i.e. the mode of exercise of political authority)」に収斂されることはヨーロッパ史を見れば明らかである。第2次世界大戦後に始まった国際関係の法律化は互いの規格化 (coordinating) から共同の国際法 (cooperative international law) への方向性をもっていた。その後の状況をハーバーマスの考えにしたがって少し考えてみよう。

第2次世界大戦後、国際連合を初めとした様々な政治的努力が国際法を政治的に有効なものとして扱ってきた。今日、戦争はもはや国際紛争の解決のためには法的にもまた特別に有効な手段とはなり得ないという事実は、政治的な権威が実践するやり方が変化したことの「最も視覚的なしるし (the most visible sign)」である。国際的な組織体 (organizations) の密度の高いネットワークは従来の国際法の古典的なモデルから偽りの、あるいは仮定していた力を奪ってしまった。従って高度に相互に依存しあった世界という社会ではスーパーパワーは様々な重要な政策領域で機能的自律性を失ってしまっている。つまり増大する問題に対して組み合わされた政治的行動が要請されているのである。従ってすべての国は機能的に共同作用をする (cooperate) ための力を見つけていかざるを得ない。ハーバーマスによれば、このことが遠く離れた国際的組織体、また地球的規模での適性を持った組織体のメンバーが急速に増えている理由である。その結果、古典的な外国のポリシーと国内政治とを同化させようという方向性がますます強化されている。政治的力の決定に関わる核は超国家的交渉や議論というコミュニケーションに委ねられている。「国家はもはや契約に関する諸問題について、とりわけ最高権を持つとは考えられない。今日、国家は国際的な共同体のメンバーとして作用している、とさえ考えられる。(States can no longer regard themselves exclusively as sovereign, contracting subjects; today they even operate on occasion as members of the international community)」(p.7) とまでハーバーマスは語るのである。

他方、世界的社会における国際関係が推進されるにつれて、経済のグローバル化や組織的統一が進んでいる。このような中で、国家を超えた決定過程に市民達を含めさせることは、国家間の強化された共同作業を法的に国家化 (国内化) するのと同じ速度で行われることはありえない。目下のところ、国家 (nation-state) を超えた効果的統治にかかる費用は支払うことのできないほどで、国家レベルでの国内的法制化の過程で国家の費用 (税金) を侵食してしまう。超国家的 (supranational) レベルで国家間の共同作業を通して完成される有機的な組織的機能の更なる改良は、国際的活動領域での政治力の実践の理性化 (合理化) への方向性として記述されるかもしれない。そのためには民主主義的に一般化された法との一致 (in

conformity with democratically generated law) が質的には必要である。しかしこれらに地球的統治 (global governance) という言葉は相応しくない。

このような状況の中で目指されるべきは、自ら加わりながら引き出された結論としてのポリシー (方針) である。各々の国家の市民達の視点から見れば、その国家を代表するものの制限された権威とすべての代表者が一斉に行った妥協の領域との間にはアシンメトリーが存在する。その結果、これらに加わって決定されたものはすべての国家の市民達と衝突してしまう。更に国内的にすべての領域に責任を負う内閣の決定と特定の問題にむけて組織化された組織体との間には責任という点で当該の問題の決定に関して差が生じてくる。ところで、もはや G8 や G20 などの国際交渉が力を失っていることは明白である。このような事実は、既存の組織 (institutions) の実行能力が、温暖化などの気候変動、グローバルな経済危機、世界的に大規模な技術的リスク (危険) 等々に対して地球的規模での挑戦を推進していくには費用 (税金) が掛かりすぎるといふことの兆候を示している。従ってますます国境を超えた組織的な拘束力は、(例えば、拘束力から解放されたバンキング部門) は、国内化され、馴らされるべき偽一自然的 (quasi-natural)、社会的かつ経済的な力である。更に、法規をますます必要とする事態に対処することのできる国際的組織体 (organizations) の増大は法的な欠陥を明らかにし、これを悪化させることになる。遂にはテクノクラート (技術的高級官僚) の統治は、「ガバナンス (governance, 統治)」という無知な名のもとに拡大し続けることになる。ただし民主的合法性の源泉がスーパー国家 (supranational) の権威を縛らない限りであるが。「民主主義の超国家化 (国家を超えていくこと) が必要とされている。(A transnationalization of democracy is overdue.) (p.8)

4) 市民的デモクラシー (civic democracy)

ハーバーマスの考察の核は市民的デモクラシーにある。

ところで市民的デモクラシーとは如何なるものであろうか。1983 年の Zeit に掲載され、その後 Die neue Unübersichtlichkeit, Frankfurt 1985 に収められている論文を三島憲一が「核時代の市民的不服従」という題で翻訳して『近代 未完のプロジェクト』に載せている。市民的デモクラシーを理解するためには不可欠の参考資料であろう。大分時間はさかのぼるがこの論文を中心に考えていきたい。

ハーバーマスは、まず「『熱い秋』なるキャッチフレーズが流行り、心情的興奮が広がっている」(p.84) と書き、次のように続ける。

「今日の抵抗運動は、成熟した政治的文化の基本的あり方としての市民的不服従がドイツにおいても理解されるための、初めてのチャンスなのである。法治国家に於けるデモクラシーが、もしも自信を持っているならば、こうした市民的不服従を、自分たちの政治文化に不可欠の、それゆえに正常な要因とみなすはずである。

抵抗運動の指導者たちのあいだにはひとつの信念が支配している。それは、個々の抵抗運動の行動は、たとえ規則違反であることが初めからわかっている場合でも、象徴的性格を持つにすぎないのであって、そのつどの多数派の認識能力と正義の感覚に訴えるためにのみなされる

のだという信念である。もしもミサイルの配備を防ぎうるとしたら、それは、生存の根本にかかわる決定に対する政治的・道徳的拒否の立場がドイツの住民の圧倒的な多数を獲得し、彼らを動員しえた場合だけであって、それ以外の方法で防げるとするのは妄想であり、誰もそうは考えていないであろう。政府の気持を変え得るのは、その政府にとって正当性の喪失が危惧される場合のみなのだから。

この市民的不服従についてアメリカの道徳哲学者ジョン・ロールズはよく知られている『正義の理論』の中で、次のような定義を提案している。市民的不服従が示されるのは、「公になされる、非暴力による、良心に規定された、しかし違法の行動においてであり、通常はそうした行動によって、様々な法律の変更、または政府の政策の変更を達成することがめざされる」というものである。さらにロールズは、こうした市民的不服従を正当化しうる条件として次の三つを挙げている。抵抗は、重大な不公正が起きている、明確に記述された個々のケースに向けられるものでなければならない。成果が期待できる合法的な圧力行使の様々な手段が試みられ、かつ可能性が尽きていなければならない。不服従の行動は、憲法秩序全体の機能を脅かす規模となつてはならない。」(p.85-86)

ハーバーマスは1980年代にドイツを初め様々な国で生じた市民的抵抗運動を、市民達の政治的・道徳的拒否の立場、場合によっては政府の政策をも変更可能なものとみている。彼はロールズの定義を援用しながら、¹⁾「不公正が認められる個々のケース」²⁾「期待できる合法的な圧力行使の手段かなされ、可能性が尽きていること」³⁾「憲法秩序全体の機能を脅かす規模となつてはいないこと」の3条件を挙げている。

そしてハーバーマスは次のように続けている。

「国家公民の大多数の認識能力と正義の感覚に訴えるという目的に発する次のいくつかの中心的規定は、論議の余地なく承認されている。つまり、市民的不服従は、道徳的な論拠を持つ抵抗であって、個人的な信条や利害だけに基づいてはならない。また、それは公共の場での行動であって、通常はあらかじめ予告された上で為されるとともに、その経過が警察によって予測しうるものでなくてはならない。さらに市民的不服従は、個々の法規に対する故意の違反を含んでいるが、法秩序全体に対する服従を破るものではない。そして、法規に違反した場合の法的結果を引き受ける用意が必要である。市民的不服従におけるこの法規違反は、もっぱら象徴的な性格のものである—すでにこれだけでも、抵抗は非暴力的手段に限られるという結論がでてくる。」(p.86-87)

そしてハーバーマスはギュンター・フランケンベルグの非暴力性の原理を引いて、次のように語る。

「法規違反が市民的であるには、抵抗の目的に比して不釣合な関係にあつてはならず、抵抗に反対するものたちや無関係な第三者の肉体的精神的な不可侵性を侵してはならない。」(p.87)

以上から我々は次の点を確認しなければならない。

- 1) 市民的不服従は道徳的論拠をもたなくてはならない。
- 2) 個人的理由ではなく公共的でなくてはならない。しかも公共的行動として実現されるべ

きである。

3) 法秩序全体を破るものではない。従って革命とは異なる。

4) 市民的不服従は非暴力的である。

そして法治国家においては不服従という形で規則やぶりをする市民たちには既存の秩序の民主的な正当性が客観的に認められていなければならない。「民主的法治国家においても合法的な規則が正当ならざることもありうるという事情に発しているのである」(p.92)

そして彼は明確に「すべての人間にとって明察可能な道徳的原理、近代の立憲国家がその市民たちによる自発的承認を期待する時に根拠としうるような道徳原理のみである」(p.93) と語り、道徳的原理を強調する。

5) 超国家的レベルでの民主的システムの法的原理を構成する三つの塊

ハーバーマスは、三つの「塊 (block)」として次のものを指摘する。

a) people (人々) —政治的意志形成の担い手

b) state (国家) —市民に集合的に (collectively) 行為することを可能ならしめる組織体 (organization)

c) legally constituted community of citizens (市民達の法的原理化された共同体) —自由と平等な個人意志的な結社

国家 (nation-state) 内には社会的空間に以上の三つの塊が重なり合いながら存在する。超国家的 (supra-national) 民主主義の法的原理化に平等の基礎の上に立って参加することのできる法的原理を立てていく二つの主体—つまり、未来の連合のメンバーとしての役割を果たす市民達、そしてすでに法的原理にもとづいた国家のメンバーとしての役割を果たしている市民達、である。つまり、市民達の働きが大きいのである。

換言すれば、連合国家 (federal states) の場合、その下部組織としての国家はその法的原理を実現する構成部分でしかないが、超国家的民主主義 (a supranational democracy) のメンバーとしての国家は初めからその法的原理を創っていく力の役割を果たしていくのである。

そのような超国家的民主主義のメンバーを結び付けていくものは何なのか。それは連帯性 (Solidarity) である。

Ⅲ. 連帯性 (Solidarity)

連帯性とは何か。ハーバーマスは自ら問うて次のように答える。「連帯性 (solidarity) とは道徳の意味でも法的意味でも正義 (justice) と同義ではない。我々は道徳的或いは法的規範を < 正しい (just) > と呼ぶ。もしその規範が影響されたすべての者が同等の関心を以てなされた実践を規制するならば。丁度規範がすべての人にとって平等の自由とその一人一人にとっての平等の尊敬を保証するように。当然そこには特別な義務がある。親戚、隣人やいは同僚はある状況においてより以上の援助或いは特別な援助を知らない人より互いに期待できる。これらの積極的な義務の範囲は時として不確定である。しかし、それにもかかわらず、それだけで彼らは厳格な形で結び合っている。たとえば、両親は子供たちの健康を疎かにする場合、保護の

義務を法的に犯す。しかしこのことを遠くにいる親戚の場合と比べるならば、遠くにいる親戚とは、何十年もの間音信不通であった者が不意に彼のいとこと接触し、自分は緊急の状況にあるのでとの理由で、多額の経済的寄付を要求する、といった場合である。彼は<道徳的>責務に訴えることは難しい、しかし彼は少なくとも家族関係に基づく<倫理的>な結びつきに訴えることはできる。」(p.10)。ハーバーマスはヘーゲル的と断りながら、これはヘーゲルの用語では、<道徳性 (Sittlichkeit)> 或いは倫理的生き方となろう、と言っている。そしてここに倫理的責務と、本来的な道徳的責務の違いがみられる。広義での家族の場合、援助を得られるか否かは現実の関係によることになる。これは「予想可能な相互関係という条件で (under the condition of predictable reciprocity), 信用に基づく非公共的社会関係の<道徳性>で、それは一人の個人が他の人々のために保証することを要求する」。

ハーバーマスは上述のような状況を「以前に存在した共同体、つまり家族関係を基にした共同体 (an antecedently existing community)」に根付いた「倫理的」責務と呼ぶ。これは受け手にとって法によるのか或いは道徳によるのかの何れかによって行われるべきことを超えて「道徳的以上の (supererogatory)」主張に基づく。他方で、この種の倫理的主張は道徳的義務の絶対的力に及ばない。更に次のような強制的法に含まれる一種の思慮深さ (prudence) や尊敬とも一致しない。この点をハーバーマスは次のように語る。

「道徳的命令 (moral commands) はその基礎にある規範そのものへの尊敬から、他の人々の承諾なしに遵守されるべきである。その場合に市民の法への服従は、次のような事実の条件付きである。つまり、国家の拘束力は、一般的承諾を確保する、という事実である。倫理的責務を充たすことは、対照的に、強制されるのでも、絶対的に要求されるものでもない。その代わりに、倫理的責務を充たすことは、互いの行為への期待に依存し—そして徐々にこの相関関係への信頼に依存している。これを尊重することによって、そしてこれが重要なことであるが、強制されることによってではない倫理的態度はまたその人自身の中間的或いは長期的関心と一致するのである。」(p.10-11)

以上を、整理してみよう。

- 1) 道徳的命令は規範 (norm) そのものへの尊敬、尊重がある。—他の人々の承諾を必要としない。
- 2) 市民の法への服従、国家の拘束力は一般的承諾を前提とする。
これに対して
- 3) 倫理的責務は強制されるのでも絶対的に要求されるものでもない。
- 4) 倫理的責務は他者の行為に対する期待を持つことで互いの信頼によって可能となる。
従って
- 5) 道徳的命令の前提である「承諾」と強制されることによってではない倫理的態度は未来の「期待・信頼」に基づく。

従ってハーバーマスも指摘するように、「道徳性 (Sittlichkeit)」と「連帯性 (solidarity)」とは共有部分がある。ただしハーバーマスは「連帯性」を家族のような前・政治的 (pre-political)

共同体に依存することによるのではなく、ただ、政治的組織 (political institutions) や互いに分かち合った利害に依存するというのである。

ハーバーマスは自ら「私は繰り返す」と言って次のように続ける。

「法と道徳からの倫理的期待と連帯性への訴えの双方を区別するものは、社会のもろもろの関係のネットワークに共通に含まれること (内含されること) との特別な関わりである。この内含されること (involvement) は、法や道徳性が要求するものを超えてさらに進む他の人に対して要求する期待と、もし未来に必要であるならば他者の相関的行為を自ら信頼することに基礎づいている。道徳性も法も自律的な個々の人間の平等の自由に関わるのに反して倫理的期待と連帯性への訴えは、ある人自身の幸福を含む、分かち合った生活形式の完成への関心と関わる」(p.11)

ここで大切なことは時間軸が導入されていることである。即ち、道徳性や法は現在から過去へのパースペクティブを持つものに対して、ここで問題になっている「連帯性」は、期待や信頼を介して未来へのパースペクティブを持っていることであろう。このことを含みながらハーバーマスの議論を跡付けてみよう。

「連帯性の概念は家族や会社といった偽一自然的 (quasi-natural) 共同体の記憶に意味論的な内容が由来しているとしても、二つの点で固有な倫理的生の意味論での変化を特徴づけていることに注目すべきである。第一に、連帯性に基づく行為は生の政治的 (political) なコンテキストを前提とする。それ故法的に組織化され、ある意味で人工的 (artificial) なコンテキストである。決して有機的 (organically) に含まれるコンテキストではない。通常の < 市民の連帯 (civic solidarity) > について語ることは政治的共同体の法的に制度化された環境、普通には国民国家をすでに前提とする。連帯性とは常に政治的連帯性である。(Solidarity is always political solidarity.) 我々は次のことを心に留めておかななくてはならない。即ち、国家主義は市民の < 連帯性 > と前 - 政治的 < 道徳性 > との相違を不明確にする。国家主義は、国家的連帯性を擁護する時、何らの正当化もなく、連帯性の概念に訴える。そしてそれによって市民の連帯性を同一の集団性 (collectivity) に生まれた人々の間の結束 (cohesion) と同一視する。連帯性に基礎を置く行為によって前提された信頼の確実性 (the credit of trust) は確かに倫理的態度の場合より健全ではない。何故ならばこの確実性は、単なる偽一自然的共同体の存在を通して確保されるのではないからである。先行して存在する倫理的関係に受け継がれた結びつきに起因する契機は連帯性の場合失われている。」(p.11)

連帯性の概念は、法的に組織化された、人工的な、政治的なコンテキストで語られる概念で、決して有機的なコンテキストで使われる概念ではない。「市民の連帯」が問題になる時は国民国家の法的な制度化を前提としている。従って連帯性は常に政治的連帯性である。ただし、国家主義の連帯性は、ただ同一の集団に生まれ属しているという事実だけによって互いに結束することであると考えられてきたし、現在もそうである。ここでは市民の連帯性と前 - 政治的道徳性とは確実に分けられなければならないのに、その区別が曖昧になっている。

そして第二について、これは重要でありより根本的であるが、ハーバーマスは次のように語る。

「連帯性が特別な性格を与えるということは、約束の重荷から解放しようと努力したり、或

いは戦いさえする、攻撃的な性格 (offensive character) である。この性格はどんな政治的秩序の合法的主張にも授けられたのであるが。この先見の明のある (forward-looking) 性格は連帯性が社会的、経済的近代化の中で要求されるとき特に明らかになる。しばしば連帯性への訴えが妥当するのは次のような状況にある時である。つまり、市民達が挑戦しなければならないことに直面した場合である。市民達が自ら、存在している政治的枠組みであるが、次第に崩れていく政治的枠組の無理な力がかかった可能性に合わせていくという挑戦である。かかる政治的枠組みとは、様々な政治的共同体の市民達の運命を、かつてあったように、＜彼らの背後から＞結びつける組織的な相互依存性 (systemic interdependencies) を包み込む間接的力に対する枠組みである。その様な相互依存性 (interdependencies) は単なる制限として感じられる。民主的な市民達 (democratic citizens) の政治的制御の範囲内で実際にあるべき (should) であることについての制限と感じられる。」 (p.11)

以上の文章はハーバーマスが自らの考えを明らかにした部分なのでこれをパラフレーズしておこう。

- 1) 連帯性には攻撃的な性格という特別な性格がある。それは政治的秩序の合法的主張の持つ性格でもある。
- 2) この、未来に向かう性格は社会的、経済的近代化の要求の中で明らかになる。
- 3) 連帯性に訴えるべき時は市民達が挑戦をするときである。何に対する挑戦か。それは市民達がかつての政治的枠組み、しかも崩れ始めている枠組みに自らを合わせていく、という挑戦である。
- 4) 相互依存性を内包する間接的力とは単なる制限と感じられるが、それは民主的市民にとっては“あるべき” (should) という倫理的なものである。
- 5) ここで語られる枠組みとは組織的な枠組みを更に包み込む間接的な力としての＜倫理的＞枠組みである。それは民主的市民にとって根本的な課題である。

ハーバーマスはこの論文を次のように締めくくっている。

「この記述がヨーロッパの核となる国々の市民達の現在の状況にあっていると私は思う。それらの市民達は偽一自然的 (quasi-natural) 経済的力を超えて彼らの制御を拡大し、政治と市場との間の民主的バランスを回復するために更なる政治的統合 (political integration) を目指していかなくてはならない。」 (p.12)

これはまさに現在の EU の市民達の在り方を示している、といえよう。現在では古い共同体を支えていた偽一自然的レヴェルを既に超えている。市民達自身が自らの制御を拡大することによって、更なる政治的統合を目指しつつ、民主的な状況を実現しなければならない。現在の EU の経済危機の克服のためには、政治と市場との真の民主的バランスが必要である。

Ⅳ. デビット・ラスムッセン (David Rasmussen) のコメント

ラスムッセンは哲学世界大会でのハーバーマスの論文「国際法構成のための抗弁」に対してまず次のようなコメントをしている。

「*Zur Verfassung Europas: Ein Essay* (2011) (『ヨーロッパの理解のため、一試論』) 所収の英訳「EU の危機、一つの答え (*The Crisis of the European Union : A Response*)」, 講義「デモクラシー、連帯性、そしてヨーロッパの危機 (2013)」そして試論, 「多様な世界のための政治的政令 (*A Political Constitution for a Pluralist World Society*, 2008)」で扱われた問題領域にある。」(p.13)

つまり、国際法を超えた法的原理化 (constitutionalization) はこれらの最近のハーバーマスの研究に基礎をおいているばかりでなく、それらを超えて高雅なレヴェル (elegant level) での完成に達している、というのである。そして国際法を超えた法的原理化が、第二次大戦後の国家を導いてきた「国際関係の正当化 (justification)」の一般性を認め、更にデモクラシーの潜在的な超国家性 (a potential transnationalization) をも暗示している、という位置づけがされる。

ラスムッセンは、ハーバーマスの EU の持つ諸問題と世界市民 (world citizen) について新しい立場を示しているが、エマヌエル・シエーズ (Emmanuel Sieyes) とジェームス・マディソン (James Madison) の概念、混合的原理化構成力 (pouvoir constituant mixte) の語を使って、これに新しい意味づけをした、と評価している。それはもともとはカントの枠組みであったものの歴史的再構成という点から見た、国際法の新しい段階を示している。EU に懐疑的な立場に対して、ハーバーマスは「圧倒的な新しい語り (a convincing new narrative)」を提示している。この点は EU の新しい段階、つまりデモクラシーの、国家だけを考える立場から超国家、スーパー国家 (the transnational or supranational) へと展開する国際法の法的原理にもとづいたより高度な原理化、という潜在的展開を示すことになるかもしれない。

ラスムッセンは次のような点でハーバーマスを評価していることがわかる。

- 1) この論文はハーバーマスの、EU の諸問題に対して、また世界市民について新しい見解を提示していること
- 2) 混合的法的原理化の力 (pouvoir constituant mixte) の新しい意味づけをしたこと
- 3) カントを超えて、国際法の新たな段階を示したこと
- 4) EU を肯定的に乗り越えて、超国家的 (transnational or supranational) デモクラシーの考えへの可能性を提出したこと

それで、連帯性は成功すべき政治的統合の新しい形のために要求されてくることになる。ラスムッセンの表現では、「すべての民主的共同体」の中で具体化される、法的原理を創り出す「塊」の一つとしてハーバーマスは連帯性を定義している。そして次のように語る。

「市民達の連帯性は < 国境内でそして国境を渡って > と表現されなければならない。< 伝達の力 > を生み出し、< 政治的な権威の実践 > を法的に原理化する < (互いに) 加わりあった政治的な意志形成に必要な > ものとしての連帯性である。(Civil solidarity has to expressed 'within and across borders' as 'necessary for joint political will formation' which generates

‘communicative power’ and legitimates the ‘exercise of political authority’) (Crisis, p.21).」(p.15)

結局のところ、連帯性とは、ラスムッセンによれば、デモクラシーを可能にするものである。つまり、政治的な新しい結社 (associations) の普遍的規範を前提とするからである。それは市民達に互いに認め合うことを許すばかりでなく、市民達に互いに対して相互の義務を引き受けることを要求するのである。ラスムッセンのハーバーマスに対する次の言葉は重要である。

「革命的な観点から見られた場合、連帯性は (アリストテレスのような) 古典的な倫理的な考え、つまり市民的友情と、自己との関係の中での普遍性の関係という宗教的な考えとを結び付け、フランス革命の博愛 (兄弟関係, fraternite) の概念を通して政治的に変容したのである。」(p.15)

つまりハーバーマスは倫理的概念から出発しながら博愛というフランス革命の概念と関わりながら「連帯性 (Solidarity)」を考えている。これは連帯性を倫理的地平で考察するのではなく、様々な過程を経て「極めて政治的な形」をとることによって、これを政治的な地平へもたらししたのである。その結果、ハーバーマス自身、1980年代の論文では「道徳的原理」を大事にしながら、21世紀の問題を考える時、現存の国際法を超える超国家的民主主義 (transnational or supranational democracy) の方向へ、法を介して政治的な地平に達したことになる。

我々は極めて大きな問にここでぶつかる。それはデモクラシーとは何か、更に市民的デモクラシーとは何かである。そして21世紀に相応しい「市民」とはどうあるべきなのか。市民的デモクラシー (civic democracy) をどのように身に付けるかである。これに関して1980年代のハーバーマスの次の言葉は暗示的である。「市民のセンシビリティを育む政治的文化、そしてまた危険を恐れぬ勇気、さらには判断力を彼らに持たせてくれる政治的文化」(p.92)が必要である。ところで21世紀に相応しい超国家的民主主義 (transnational democracy) のための連帯性を担う市民として我々は何をなすべきなのであろうか。

参考文献

- 1) Symposium on the Constitutionalization of International Law, *Philosophy & Social Criticism*, vol.40 no.1 2014, 123p.
- 2) ユルゲン・ハーバーマス、三島憲一『近代 未完のプロジェクト』岩波現代文庫、岩波書店、2000年、309P.
- 3) Peter Kemp: La vulnérabilité entre conviction et discussion, *Entretiens sur les enjeux actuels de l'éthique, Acts du Congrès de Kyoto, 2-7 Septembre 1994*, ed by Tomonobu Imamichi, Centre international pour l'Etude Comparée de Philosophie et d'Esthétique, Tokyo 1995, p.117-128.

On the New Meaning of Solidarity in Contemporary Thought —A Key to Jürgen Habermas’ Concept of “Solidarity”—

Noriko HASHIMOTO

The German philosopher Jürgen Habermas was invited to a special session of the 23rd World Congress of Philosophy held in Athens in August 2013. The title of this session was “Cosmopolitanism”, and one point of his lecture was the necessity of ‘ethical solidarity’ to transcend international law. He focuses on “constitutionalization” as a fundamental and superior conception of international law. “Constitutionalization” aims at the “New Society” on worldwide scale and contains multi-cultures within it, especially “politically”. According to him, the EU is one experiment. He proposes three building blocks for democracy at the transnational level: 1) ‘people’ as the bearer of political will formation, 2) the ‘state’ as the organization that enables the citizens to act collectively, and 3) the ‘legally constituted community of citizens’. The most important for Habermas is the ‘community of citizens’ who have a consciousness “beyond boundaries” for creating solidarity. Such citizens are in conflict with the ‘state’. But to solve worldwide problems such as the problem of global warming, the risks of large-scale technology, etc., new organizations are necessary. In this situation, civic democracy must be pursued. Habermas’ idea shows us a contemporary step towards the development from ethics to politics.

Keywords : Jürgen Habermas, Solidarity, Civic Democracy, Transnational Constitutionalization, International Law
